

平成28年11月11日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 共同設計 金沢市森戸1-60-1

2 指名停止期間

平成28年11月11日から平成28年12月10日まで (1箇月)

3 指名停止理由

輪島市が平成23年度に発注した市道の雨水排水管工事において、これに関し会計検査院が実施した実地検査で、車道下に布設した排水管の設計に関し、所要の安全度が確保されておらず、適切でなかったとの指摘を受けた。

一般工事の施工に当たり、過失により設計を粗雑にしたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第3号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置規準)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 3 前号に掲げる以外の工事 (以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	1箇月以上 3箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712